公 告

経営力強化のための産学官連携の推進に向けたファンドレイジング支援業務を以下のと おり募集します。

令和2年1月27日

国立大学法人浜松医科大学

理事 田中 宏和

1. 募集概要等

(1) 募集する業務及び数量

経営力強化のための産学官連携の推進に向けたファンドレイジング支援業務 一式

(2) 契約形態

業務請負契約

(3)業務委託期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

(4)業務概要

国立大学法人浜松医科大学と国立大学法人静岡大学の経営力強化のための産学官連携の推進を図ることを目的として、寄附金等の新たな外部資金獲得のための企画提案、外部資金獲得に向けた産学官連携組織強化のための企画提案、募集支援及びブランド力強化支援等を行うものである。

2. 参加資格

- (1)国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 理事から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 国の競争参加資格において平成31年度(令和元年度)に東海・北陸地域の「役務の 提供」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。
- (4) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条第4号及び第6号から第9号の暴力団排除条項に該当しない者であること。

3. 提案書類の提出等

- (1) 提案書類の提出期限 令和2年2月6日(木)17時00分必着
- (2) 提出先

〒431-3192 静岡県浜松市東区半田山1-20-1

国立大学法人浜松医科大学 会計課用度係 電話 053-435-2131 FAX 053-435-3550

4. 要項の交付

本提案募集に基づき提案を希望する者に対して要項を交付する。

- (1) 交付期間 令和2年1月27日から令和2年2月6日まで いずれの日も8時30分~17時15分とする。ただし、土日祝日は除く。
- (2) 交付場所 上記3(2) に同じ

5. 面接選考の開催

本募集に基づき応募した者に対して面接選考を行うので、上記3の書類に基づき説明を行うこと。

6. 委託先の特定方法

応募書類及び面接を審査のうえ、評価事項に掲げる基準に基づき総合的に評価して 特定する。

7. 選定結果の通知

応募者に対し、選定結果を書面で通知する。

8. その他

- (1) 詳細は、募集要項による。
- (2) 契約については、特定した応募者との間で契約内容について協議が整った後に契約を締結する。なお、契約金額については事業計画書の内容を勘案して決定するので、 企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

募集要項

経営力強化のための産学官連携の推進に向けたファンドレイジング支援業務

令和2年1月

国立大学法人浜松医科大学

募集要項

経営力強化のための産学官連携の推進に向けたファンドレイジング支援業務の募集要項 は以下のとおり。

国立大学法人浜松医科大学(以下「本学」という。)における企画競争及び公募は、公告に定めるもののほか、この募集要項によるものとする。

なお、本募集は、本学に提案をした者のうち、本学が採用した提案書を提案した者(以下「採用提案者」という。)を決めるものではあるが、当該採用提案者と契約の協議を行うものであり、当該採用提案者との契約を約束するものではない。

したがって、当該採用提案者との契約は、国立大学法人浜松医科大学会計規則等に基づいて協議のうえ、別途契約するものであることを承知のうえで提案すること。

1. 業務概要

- (1)業務名 経営力強化のための産学官連携の推進に向けたファンドレイジング 支援業務 一式
- (2)業務内容 別紙 1 経営力強化のための産学官連携の推進に向けたファンドレイジング支援業務仕様書による
- (3)委託期間 契約締結日から令和2年3月31日まで

2. 応募資格者及び評価事項に掲げる基準

- (1) 応募資格者
 - (ア)国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第2条及び第3条の規定に該当しない 者であること。
 - (イ) 理事から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (ウ)国の競争参加資格において平成31年度(令和元年度)に東海・北陸地域の「役務の提供」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。
 - (エ) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条第4号及び第6号から 第9号の暴力団排除条項に該当しない者であること。
- (2) 評価事項に掲げる基準 別紙「審査基準」のとおり
- 3. 応募書類の交付・提出期限、提出場所及び方法等
 - (1) 交付期間

令和2年1月27日(月)から令和2年2月6日(木)まで いずれの日も8時30分~17時15分とする。ただし、土日祝日は除く。 (2) 交付場所及び問い合わせ先

〒431-3192 静岡県浜松市東区半田山 1-20-1 国立大学法人浜松医科大学会計課用度係 TEL 053-435-2131

(3) 提出期限

令和2年2月6日(木) 17時00分

(4)提出場所

上記3の(2)に同じ

(5)提出方法

持参または郵送等とする。郵送等の場合は、令和2年2月6日(木)17時00分(必着)とし、「書留等」の配達の記録の残る方法により、封筒の表に「経営力強化のための産学官連携の推進に向けたファンドレイジング支援業務応募書類在中」と朱書きすること。

(6) 応募辞退の場合の届

応募書類提出後、応募者が応募を辞退する場合は、辞退届(様式は任意)を提 出すること。

4. 応募書類

- (1)前記2「応募資格者」の要件を全て満たすことが確認できる書類を提出すること。
- (2)経営力強化のための産学官連携の推進に向けたファンドレイジング支援業務仕様書(別紙1)を熟知し、提案書類作成要領(別紙2)に基づき提案書を提出すること。
- 5. 募集要項に対する問合せ方法等
 - (1)募集要項に対する質問がある場合は、書面(様式は任意)により提出すること。
 - (2) 質問書の提出期限、場所及び方法
 - ① 提出期限 令和2年1月31日(金) 12時00分
 - ② 提出場所 前記3の(2)に同じ
 - ③ 提出方法 持参又は郵送(書留又は配達証明に限る。)すること。ただし、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。なお、電送によるものは受付けない。
 - (3)(1)の質問に対する回答日時及び方法
 - ① 回答日時 令和2年2月3日(月) 17時00分
 - ② 回答方法 質問回答書による。
 - (4) 前記(3)②の質問回答書の閲覧期間及び場所
 - ① 閲覧期間 前記5の(3)①の回答日時から前記3の(3)の提出期限の前日まで。
 - ② 閲覧場所 前記3の(2)に同じ。

6. 面接選考の実施

- (1) 提案書の特定に当たり、以下のとおり面接選考を実施する。
 - ① 実施予定日 令和2年2月10日(月)~令和2年2月14日(金)のうち1日
 - ② 実施場所 国立大学法人浜松医科大学 医工連携拠点棟 3 階中会議室
 - ③ 出席者数 4名
- (2) 面接選考の日時及び留意事項については、別途通知する。
- (3) 面接選考のプレゼンテーションは、受託後に本事業の実施を担当する者が行うこと。

7. 提案書の特定

- (1)提案者が、前記2(1)に掲げる資格を満たしているか否かの確認を前記の3(3)の提出期限の日を基準日として行う。
- (2) 前記2(1) に掲げる資格を満たしている提案者の提案書の中から、前記2(2) の評価事項に掲げる基準に基づき総合的に評価して提案書を特定する。
- (3) 前記7の(2) の特定の結果は、令和2年2月18日(火)までに書面により通知する。
- 8. 非特定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等
 - (1)提案書の特定がされなかった者は、書面(様式は任意)によりその理由について説明を求めることができる。
 - (2) 質問書の提出期限、場所及び方法
 - ① 提出期限 令和2年2月21日(金) 17時00分
 - ② 提出場所 前記3の(2)に同じ
 - ③ 提出方法 持参又は郵送(書留又は配達証明に限る。)すること。ただし、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。なお、電送によるものは受付けない。
 - (3)(1)の質問に対する回答期限及び方法
 - ① 回答期限 前記8の(2)①の提出期限の日から起算して10日以内に回答する。
 - ② 回答方法 質問回答書による。
- 9. 予算額【必要な場合のみ記載】

10,000千円

ただし、当該予算額は、契約金額を約束するものではないこと。

10. 契約の締結

- (1)採用提案者との間で契約内容について協議が整った後に契約を締結する。
- (2) 見積価格が予定価格の制限の範囲内である場合に契約を締結する。 よって、採用提案者から再度見積書を徴取する。

11. その他

- (1) 提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提案者から必要最小限の範囲内で資料を徴取することができる。

- (3) 提案書の作成及び提出並びに面接及び提案書の特定をするため要求する資料に要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提案書は、原則として返却しない。
- (5)提案書は、本手続以外に提出者に無断で使用しない。ただし、提案書の公正性、透明性及び客観性を確保するため必要があるときは、公表することがある。
- (6) 提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (7)提案書には、担当予定者を記載すること。なお、記載された担当予定者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由があると認めた場合を除き変更することはできない。ただし、当該担当予定者の変更を認めた場合を除き、当該担当予定者を配置できない場合は、提案書の特定についてはこれを取り消す。
- (8)提案書の作成のために本学より受領した資料は、本学の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。

提案書類作成要領

1 提案書類

名 称	様式等	部数	備考
(1) 提案申込書	様式 1	1部	
(2) 提案書 (表紙のみ)	様式 2	6部	正1部、写し5部
ッ (表紙以外)	任意	ОПР	「提案書作成要領」参照
(3) 誓約書(取引停止等)	様式3	1 部	
(暴力団排除条項)	様式4	1部	
(4) 募集要項の応募資格要件を証明する	/ 辛	1 立7	(6)の法人の概要が分か
書類	任意	1部	る書類で判断できる場
(5) 決算書(直近の2年間分の貸借対照	任意	1部	合は、省略可能とする。
表、損益計算書等)	任 息	1 <u>1</u> 1)	
(6) 法人の概要が分かる書類	任意	1部	
(7) その他提案に際し、必要と思われる	/ 辛	6部	正1部、写し5部
資料、パンフレット等	任意	(位の	
(8) 提案金額見積書			作業人工、材料費、管理
	任意	1部	費等の明細書を添付す
			ること。

2 応募書類の無効

次に該当する応募書類は、無効とする。

- (1) 提出期限後に提出された応募書類
- (2) 募集要項に記載のある要求要件等を満たさない応募書類
- (3) 虚偽の記載のある応募書類
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる者の提出した応募書類
- (5) その他、応募手続きに違反すると認められた者の提出した応募書類

3 その他

- (1) 応募者は、本学が追加の資料提出又は面接等を求めた場合は、これに応じること。
- (2) 提出書類について、提出後の追加及び変更は認めない。
- (3) 提案書等の作成、提出に要する費用については、応募者の負担とする。
- (4) 提出された書類等は、返却しない。

国立大学法人浜松医科大学 理事 殿

所 在 地 法 人 名 代表者名

钔

提案申込書

「経営力強化のための産学官連携の推進に向けたファンドレイジング支援業務」の公募について、下記の書類を添えて応募します。

記

○ 提出書類

チェック	名 称	部数
	提案書(経営力強化のための産学官連携の推進に向けたファンドレ	6部
	イジング支援業務資料、別冊)	
	誓約書(取引停止等)	1 部
	誓約書(暴力団排除条項)	1部
	募集要項の応募資格要件を証明する書類	1部
	決算書(直近の2年間分の貸借対照表、損益計算書等)	1部
	法人の概要が分かる書類	1部
	その他提案に際し、必要と思われる資料、パンフレット等	6部

○ 本件問合せ先

所 属

担当者名

Tel Fax

E-Mail

令和 年 月 日

国立大学法人浜松医科大学 殿

提 案 書

経営力強化のための産学官連携の推進に向けたファンドレイジング支援業務

所 在 地 法 人 名 代表者名

印

令和 年 月 日

国立大学法人浜松医科大学 殿

誓約者所在地法人名代表者名

钔

誓 約 書

私は、「経営力強化のための産学官連携の推進に向けたファンドレイジング支援業務」に 係る公募の応募にあたり、下記のとおり誓約いたします。

なお、本誓約書に記載の内容に相違する事実が判明し、貴学に損害が発生した場合には、 損害賠償を請求されることについて異議を申し立てません。

記

- 1. 国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第2条及び第3条の規定に該当しておりません。
- 2. 理事から取引停止の措置を受けている期間中の者ではありません。

誓 約 書

令和 年 月 日

国立大学法人浜松医科大学 御中

住 所 商号又は名称 代表者職氏名

钔

貴学が令和2年1月27日付け公募した「経営力強化のための産学官連携の推進に向けたファンドレイジング支援業務」について、下記事項を遵守することを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下 「法」という。)第10条第4号及び第6号から第9号の暴力団排除条項に該当しない こと。
- 2. 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。

経営力強化のための産学官連携の推進に向けたファンドレイジング支援業務仕様書

1. 業務の目的

国立大学法人浜松医科大学と国立大学法人静岡大学(以下両大学)は、世界に立ち向かう「強み」を強化し、地方創生・地域活性化に資するため、地域貢献力の強化、尖端的教育研究拠点の形成、経営力の強化などの大学改革に取り組むこととしている。

本業務は、両大学の経営力強化のための産学官連携の推進を図ることを目的として、寄附金等の新たな外部資金獲得のための企画提案、外部資金獲得に向けた産学官連携組織強化のための企画提案、募集支援及びブランド力強化支援等を行うものである。

2. 業務内容

- (1) 新たな寄附金等の外部資金獲得のための企画提案
 - ① 寄附金等の外部資金獲得のための企画立案(推進方針やプログラムの検討)
 - ② 関係者調査
 - ③ 学外環境調査
 - ④ ファンドレイジング研修
- (2) 外部資金獲得に向けた産学官連携組織強化のための企画提案
 - ① 産学連携組織体制づくりのための調査
- (3) 寄附金等募集活動の募集支援
 - ① 寄附金等募集活動のマネジメント(事前準備、運営、事後報告)
 - ② ファンドレイジング戦略構築 (活動目標・予算、体制、広報戦略、ターゲット設定)
- (4) 寄附金等募集活動及びブランド力強化に係る助言・指導及び実施
 - ① 寄附金等募集アドバイザーによる助言・指導及び実施

(5) その他

- ① 上記項目を実施する具体的な手法については、専門性及びノウハウを最大限活用し、効果が 高い手法を選択すること。
- ② 上記業務の実施にあたっては、本学担当者が指定する場所において実施するものとする。

3. 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和2年3月31日までとする。

- 4. 業務実施に係る留意事項
 - (1)業務打合せ

- ① 業務の実施前及び実施後に業務内容等の打合せを行うこと。また、必要に応じ実施中においても打合せを行うこと。
- ② 打合せ日時等は当該大学の担当者と調整すること。
- ③ 受託者は打合せ内容を記録し、当該大学の担当者の確認を受けること。
- ④ 業務に関して疑義が生じた場合等には当該大学の担当者の指示を受けること。

(2)業務実施場所

① 業務の実施にあたり居室が必要な場合は、当該大学の担当者へ居室の使用を依頼すること。

5. 秘密保持

(1) 受託者は本業務で知り得た機密情報を本学の許可なく第三者等に漏らさないこと。

6. 個人情報保護

- (1)個人情報については、その取り扱いに特に慎重を期し、本契約の範囲内においてのみ利用すると ともに、漏洩が生じないよう社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な措置 をとるものとする。
- (2) 個人情報が不要になった場合は、記録媒体のデータは適切に消去すること。
- (3) 個人情報は第三者に漏えい、開示してはならない。また、本業務委託履行以外の目的に使用してはならない。これらは、本契約終了後においても同様とする。

なお、次の各号に掲げる条件を付する。

- ① 個人情報等の漏えい、複写、紛失、改ざん及び破損の防止
- ② 委託業務以外の利用禁止
- ③ 第三者への提供の禁止
- ④ 提供資料の返還義務
- ⑤ 個人情報の管理に係る検査に応ずる義務
- ⑥ 事故報告義務
- ⑦ 再委任の禁止
- ⑧ 条件に違反した場合の契約解除に関すること及び損害賠償に関すること
- ⑨ その他個人情報の保護に関しての必要な事項
- (4) 受託者は、受託者の責任による個人情報等の漏えい等が発生した場合は、発注者の指示に基づく 適切な措置を講じなければならない。

7. その他

(1) 本業務に係る業務報告書については、業務完了後、速やかに浜松医科大学研究協力課に提出すること。

(2) 特定した提案書が仕様書に代わるものとなる。

「 提案書作成要領 」

下記の項目に関する具体的な提案書を作成すること。

- 1. 業務実施方針
- (1) 基本的な取り組み姿勢
- (2)業務の特色

本業務を実施する際の受託者が有するノウハウ、寄附金増収のための工夫等を述べること。

- 2. 業務実施体制
- (1)業務執行体制
- (2)業務実施予定人数 (技能資格等を有することが資格要件にある場合は当該資格名 称と人数も記入すること)
- (3) 管理責任者及び指揮監督者等
- 3. 法令遵守に関する考え方および体制
- 4. 個人情報保護の考え方、体制、取組、研修、施設設備
- 5. 業務実施方法
- (1) 実施に係るタイムスケジュール
- (2)職員に対する対応方法、回数等
- (3) その他の提案(本学に対する支援サービスなど)

審査基準

1. 企画の決定方法

提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより、「2. 評価方法」に基づき評価を行い、当該提案者の得点が最も高いものに決定する。

2. 評価方法

評価は、下記の項目ごとに次の評価基準による5段階評価とし、「経営力強化のための産学官連携の推進に向けたファンドレイジング支援業務選考委員会」の各委員が各々評価した結果の合計を当該提案者の得点とする。なお、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出や説明を求めることがある。また、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価基準を設け加点を行う。

[評価基準]

大変優れている(大いに当てはまる) = 5点 優れている(当てはまる) = 4点 普通(概ね当てはまる) = 3点 やや劣っている(どちらとも言えない) = 2点 劣っている(当てはまらない) = 1点

1 事業実施主体に関する評価

- ① 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ② 業務実施に必要な幅広い専門的知見及びノウハウを有していること。
- ③ 過去に類似業務の実績を複数有していること。
- ④ 事業を実施する上で適切な財務基盤を有していること。

2 提案内容に関する評価

- ① 仕様書に記載の内容が全て提案されていること。
- ② 委託業務の目的を適切に理解された計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ③ 実施スケジュールが具体的かつ合理的であるとともに、無理がなく実現性があること。
- ④ 業務実施の方法、内容等が具体的・効率的であること。
- ⑤ 成果物の作成方法が明確に示されており、妥当であること。
- 3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価し、加点を行う。 なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人について は、相当する各認定等に準じて評価する。

- 〇女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定 (えるぼし認定)等
 - ·認定段階1 = 0.5点

- ·認定段階2 = 1. O点
- ・認定段階3 = 1.5点
- ・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない 事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満 了していない行動計画を策定している場合のみ))=0.2点
- 〇次世代育成支援対策推進法 (次世代法) に基づく認定 (くるみん認定企業・プラチナ認定企業)
 - ・旧くるみん認定(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による 経過措置により認定)=0.5点
 - ・新くるみん認定(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準により認定)=0.7点
 - ・プラチナくるみん認定=1.0点
- 〇青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定
 - ・ユースエール認定=1.0点
- ○上記に該当する認定等を有しない=○点